

秦野市市営住宅 募集のしおり

令和7年度8月募集

応募多数の場合、
入居の決定は
抽選
となります。

受付期間 8月1日(金)～8月29日(金) 郵送のみ
8月29日(金)消印まで有効

※申込みが募集戸数に達しない場合、令和7年12月22日(月)
まで募集を継続します。

※郵送による受付です。消印が受付期間外の申込みは無効です。

【単身者は申込みできません。】

空　　き　　家	薬師原団地
対　象　世　帯	一般世帯、若者夫婦・子育て世帯（期限付）
募　集　戸　数	計８戸
申込資格の基準日	令和７年９月１日（月）

※募集の継続期間に提出された方の基準日は、異なります。

市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方のために建設された住宅です。このため、民間住宅とは異なり、入居に際して「公営住宅法」、「秦野市市営住宅条例」など法律や条例により、収入基準をはじめとするさまざまな規定が設けられています。

申込みする際は、この「募集のしおり」をよくお読みいただき、内容を理解した上でお申し込みください。申込内容に間違いがありますと、失格となる場合がありますので十分ご注意ください。

秦野市交通住宅課

【目次】

申込みに当たっての注意	1
入居に当たっての注意	2
入居後の注意事項	3
申込みから抽選まで	4
入居決定から入居まで	5
今回募集する住戸の位置図	6
今回募集する住戸	7
募集住戸の間取り	9
申込資格	1 2
入居収入基準（月収額）	1 3
月収額の計算の仕方	1 4
年間所得金額（B）の算出方法	1 5
控除額（D）の算出方法	1 9
申込書の記載例	2 0

【申込みに当たっての注意】

必ずご確認ください。（申込みに当たっての了解事項とさせていただきます）

1	申込者（有資格者）が募集戸数を超えた場合の入居者の選考方法は 抽選 となります。
2	申込資格等についての基準日は、 令和7年9月1日(月) です。 基準日の時点で申込資格を満たしていることが必要となります。 募集の継続期間に提出された方の基準日は、異なります。
3	1世帯につき1通のみ提出してください。 2通以上の申込書に同一の方の名前が記載されている場合には、全ての申込みが無効となります（他の申込者の家族になっている場合も同様です）。
4	申込書の家族欄に記入されていない方は入居できません。 入居するときに同居する家族が変更になるときは、入居を取り消します。 ただし、申込み後の出生・死亡による家族の増減は除きます。
5	住宅（持ち家）を所有している方は、申込みできません。 同居しようとする方に住宅（持ち家）がある場合も同様です。
6	申込書には収入証明書類を添付する必要はありません。 なお、後日資格審査において必要な場合はお知らせします。
7	審査結果等の発送のため、必ず 110円切手1枚 を同封してください。
8	申込みは 郵送のみの受付 です。（ 令和7年8月29日(金)消印まで有効 ） 持参、メール便など郵便の消印のないものは受け付けできません。 募集の継続期間に提出された方は、申込み時期が異なります。
9	申込書に虚偽のあることが判明した場合は 失格 となります。 また、受付後の申込内容の変更や提出書類の返却はできません。
10	基準日において、市税等を滞納している方がいる場合、また、過去に市営住宅に入居していた方が、その家賃を滞納している場合は申込みできません。 <u>なお、市税等を滞納している、またはご自身が滞納しているか不明な方は、事前にご相談ください。</u>
11	申込者及び入居する家族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員である場合は申込みできません。
12	必ず黒のボールペンで記入してください。消せるボールペンの使用はしないでください。

【入居に当たっての注意】

必ずご確認ください。（申込みに当たっての了解事項とさせていただきます）

1	入居決定のあった日の翌日から10日以内に、①敷金の納付と②請書の提出が必要となります。 敷金は家賃の3か月分です。また、請書にて、緊急連絡人の方を指定していただきます。
2	入居指定日から原則として10日以内に入居していただきます。 入居後、すみやかに住民票の住所変更の届出をしてください。
3	入居月から家賃等の支払が発生するため、取扱金融機関で口座振替の手続きが必要です。 家賃は、入居される世帯の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに 応じて毎年決定します。
4	入居前に修繕を行いますが、生活に支障のない範囲での部分的な修繕となります。新築ではないため、築年数や傷みの程度等により、汚れやキズ・サビなどある場合がありますので、ご了承の上お申し込みください。
5	駐車場は1世帯につき1台です。 空き区画がない場合は、ご自身で民間の駐車場を確保してください。駐車指定場所以外 は駐車禁止です。
6	インターネット環境は、「J:COM」のみ対応です。 他事業者の新規開設などはできません。

【入居後の注意事項】

必ずご確認ください。（申込みに当たっての了解事項とさせていただきます）

1	市営住宅は、 犬、猫、鳥等の動物を飼うことは禁止 されています。 秦野市市営住宅条例を遵守し、市営住宅内で円満な共同生活が必要です。
2	家賃を3か月以上滞納した場合は、住宅を明渡していただきます。
3	入居者で構成される 管理組合や自治会への加入が必要です 。 明るく住みよい団地生活を送るのに必要な活動を行うため、入居者の皆さんによる自治組織（管理組合・自治会等）が結成されています。敷地内の草刈りや中低木の剪定、共用部の清掃等、住宅を管理するために必要な活動を行っていただきます。
4	共益費の金額は、管理組合において決定され集金されています 。 階段灯、共同水道、外灯、集会室、給水ポンプ等の光熱水費、その他共同施設の維持管理に要する費用は管理組合の負担となります。現在、月額1,500円～2,000円程度です。
5	入居後は、翌年度の家賃決定のため毎年7月頃 収入申告 が必要です。 収入申告書の提出がないと、民間賃貸住宅と同程度の家賃を負担していただくことがあります。
6	入居してから3年を経過した後に、世帯の月収額が収入基準を超えた場合は、収入超過者となり、住宅の「明渡し努力義務」が生じるとともに家賃が割増となります。 また、入居してから5年を経過した後に、高額所得者に認定された場合は、住宅の「明渡し義務」が生じ、一定期間内に退去していただくことになります。
7	同居家族に異動があった場合や、住宅を一時不在とする場合には、手続きが必要です。また、親族を同居させる場合や名義人の変更は、基準を満たさないと承認されません。 必ず事前にご相談ください 。
8	市営住宅を退去するときは、入居の期間に関わらず、畳の表替え、襖の張替え、破損ガラスの取替え、入居者の責めに帰すべき理由により発生した修繕は自己負担となります。
9	コンクリートの建物は、気密性が高く「結露」が発生し、壁や天井等にカビが発生する場合があるので、日常的に水滴を拭き取る等の結露対策を行う必要があります。

【申込みから抽選まで】

※日付は変更となる場合があります。
通知等の到着は郵便事情により数日かかります。

募集のしおり・ 申込書の配布	8月1日(金) ～12月22日(月) 閉庁時は除く	市役所交通住宅課、戸籍住民課、市民相談人権課、生活援 護課、障害福祉課、高齢介護課、こども政策課、駅連絡所、 公民館、広畑ふれあいプラザ、ほうらい会館、保健福祉セン ター
申込み	8月1日(金) ～8月29日(金)	郵送による受付のみ 8月29日(金)消印まで有効 次の①～④(④は該当する場合)を専用封筒に入れ140円切 手(50gまで)を貼り郵送してください。 ①市営住宅入居申込書 ②返信用切手(110円)1枚 ③借家の「契約書」の写し ④裁量階層(障害者)の方は「障害者手帳」の写し(※該当のみ)



※募集の継続期間に提出された方は、申込み時期が異なりま
す。

内 見	時間:午前10時から12時まで及び午後1時から3時まで(所要時間 15 分程度) 事前予約制(内見前日の午後3時までに電話 0463-82-9642) ※先着順 ※当日のお申込みはお受けできません。 現地に直接お越しください。申込みに際し、内見参加は必須ではありません。	
	8月14日(木)	薬師原団地(住所:下大槻224-1)



入居審査	収入基準、申込資格等について審査します。内容について電話確認や現地調 査する場合があります。
------	---

↓(有資格の場合)

↓(無資格又は失格の場合)

抽選番号の通知
審査合格の方に抽選番号を送付します。

審査結果の通知
申込資格がない方に送付します。



公開抽選会	抽選会への立会い義務はありません。また、抽選会への出 欠は当落に関係ありません。
-------	---



抽選結果通知 及び入居説明会開催通知	結果については、当選・補欠・落選いずれの方にも送付しま す。 当選の方には、入居説明会開催のお知らせも送付します。
-----------------------	---

【入居決定から入居まで】

入居決定通知 入居説明会内覧	入居決定通知の受渡しと、入居説明会を開催します。重要な説明になりますので、申込者本人又は同じ世帯の方が必ず出席してください。また、入居する住宅の確認をしていただきます。
-------------------	--



入居の手続	入居決定通知を受け取った翌日から10日以内に①請書などの提出や②敷金の納付をしていただきます。 期限内に入居手続きが済んでいないと入居取消となります。
-------	--



入居可能日の指定通知	入居可能日指定通知書を持参していただき、住宅の鍵をお渡しします。入居可能日から入居ができます。
------------	---

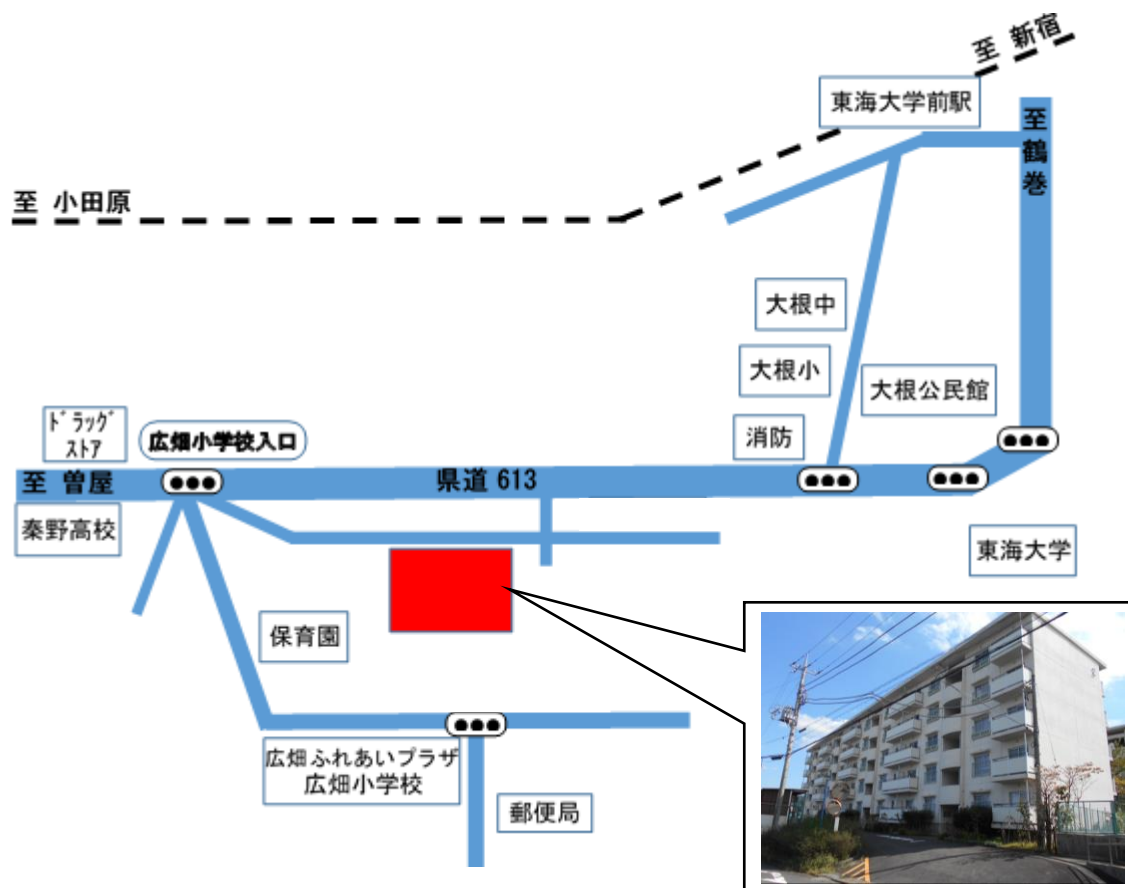


入居(令和7年12月1日(月) 以降を予定)	入居可能日から10日以内に入居していただきます。
---------------------------	--------------------------

※募集の継続期間に提出された方は、入居時期が異なります。

【今回募集する住戸の位置図】

《薬師原団地》（住所：下大槻 2 2 4 - 1）



【今回募集する住戸】

次の住戸のうち、入居を希望する住宅コードを申込書にご記入ください。

※ 階層は選べません。

《一般世帯用住戸》

夫婦、又は親子を主体とした**家族が対象**となります。

住宅コード	住宅名 所在地	募集戸数	階層	間取り 専用面積	構造	建設年度	家賃 (円/月)	入居世帯の月収額（円）		設備 ※			
								原則階層	裁量階層	駐車場	エレベーター	風呂	ガス
								～158,000	～214,000				
0101	薬師原団地 下大槻 224-1	1	2	3 D K 65.5 m ²	耐火造 5 階建	平 3・4	家賃 (円/月)	25,600～ 38,100	43,600～ 50,300	○	×	○	G
0102	薬師原団地 下大槻 224-1	4	2・5	2 L D K 57.1 m ²	耐火造 5 階建	平 3・4		22,300～ 33,200	38,000～ 43,800	○	×	○	G

(※ ガス：Pプロパンガス G都市ガス)

《若者夫婦・子育て世帯用(期限付)住戸（10年間）》

- 1 期限付住戸は、低額所得の若年夫婦及び子供の養育における負担が大きい子育て世帯に対し、低廉な家賃で一定期間提供することにより、経済的な負担の軽減を図るとともに、安心して子育てできる環境づくりを住宅面から支援することを目的としています。
- 2 入居期間は、**10年間**とし、入居期間満了時には退去となります。ただし、入居期間満了時において一定条件を満たす場合は、1回に限り5年、または子供が中学校卒業までのどちらか短い期間の更新をすることが可能です。
- 3 入居できる世帯構成は、**40歳以下の夫婦**、又は**小学校卒業前までの子のみを扶養している夫婦（母子・父子世帯を含む）**です。
- 4 入居期間が満了する最終年においては、他の市営住宅に応募することが可能です。ただし、必ずしも応募できる住宅が募集されとは限りません。

住宅コード	住宅名 所在地	募集戸数	階層	間取り 専用面積	構造	建設年度	家賃 (円/月)	入居世帯の月収額（円）		設備 ※			
								原則階層	裁量階層	駐車場	エレベーター	風呂	ガス
								～158,000	～214,000				
0201	薬師原団地 下大槻 224-1	1	5	3 D K 65.5 m ²	耐火造 5 階建	平 3・4	家賃 (円/月)	25,600～ 38,100	43,600～ 50,300	○	×	○	G
0202	薬師原団地 下大槻 224-1	1	5	2 L D K 57.1 m ²	耐火造 5 階建	平 3・4		22,000～ 32,800	37,500～ 43,200	○	×	○	G

(※ ガス：Pプロパンガス G都市ガス)

《車いす用住戸》

- 1 車いす用住戸は、**車いすを常時使用している方で、身体障害者手帳（下肢１・２級または体幹１・２級）の交付を受けている方**とその家族が対象となります。
- 2 身体障害者手帳の交付を受けていても、車いすを常時使用されない方は申し込むことができません。
- 3 車いすを使用されなくなったときは、住宅を明渡していただくことになります。

住宅 コード	住宅名 所在地	募集 戸数	階 層	間取り 専用面積	構造	建設 年度	入居世帯の月収額（円）		設備 ※				
							原則階層	裁量階層	駐 車 場	エ レ ベ ー	風 呂	ガ ス	
							～158,000	～214,000					
0301	薬師原団地 下大槻 224-1	1	1	2 D K 57.1 m ²	耐火造 5 階建	平 3・4	家賃 (円／月)	22,300～ 33,200	38,000～ 43,800	○	×	○	G

(※ ガス：Pプロパンガス G都市ガス)

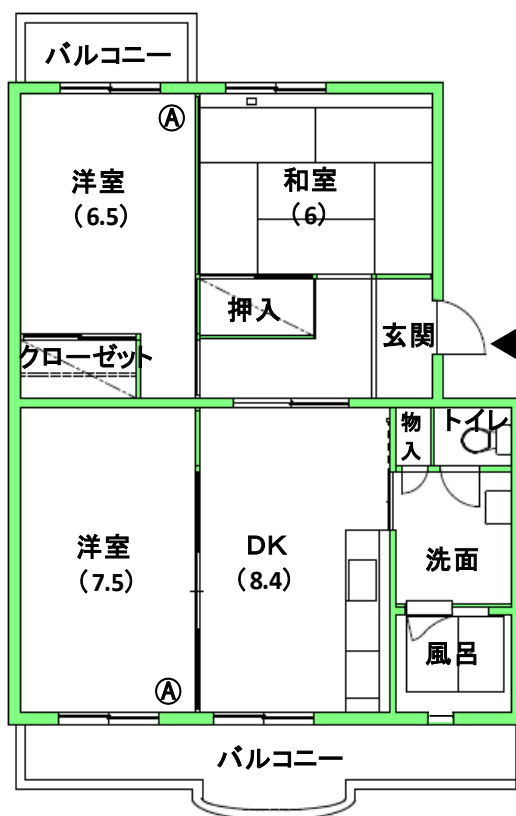
【募集住戸の間取り】

※反転タイプの住戸になる場合もあります。

※写真はイメージです。

()は畳数、㊤はエアコン専用コンセントの位置

0101(一般)
0201(期限付)
薬師原団地3DK(65.5㎡)



【和室】



【洋室(6.5)】



【DK】



【洋室(7.5)】



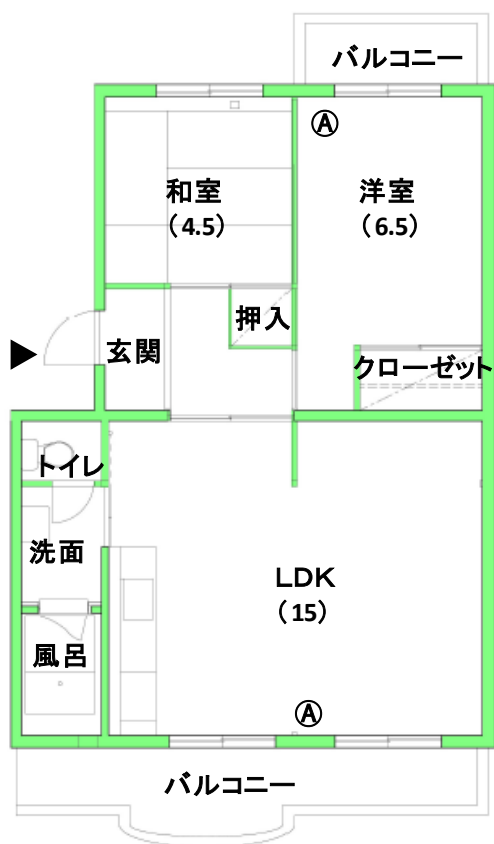
【風呂】



【トイレ】



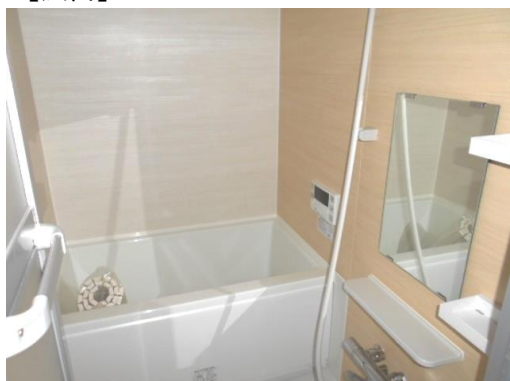
0102(一般)
0202(期限付)
薬師原団地2LDK(57.1㎡)



【LDK】



【風呂】



【洋室】



【和室】



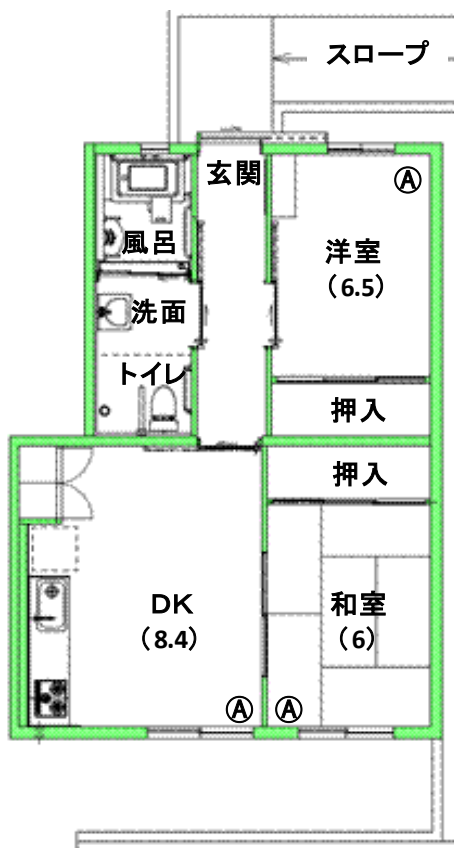
【キッチン】



【トイレ】



0301(車いす)
薬師原団地2DK(57.1㎡)



【洋室】



【和室】



【DK】



【キッチン】



【風呂】



【トイレ】



【申込資格】

※全ての申込資格は令和7年9月1日(月)が基準日となります。

※募集の継続期間に提出された方は、基準日が異なります。

●全ての申込者：次の条件を全て満たしていることが必要です。

(1)	申込者は成人であること。
(2)	夫婦又は親子を主体とした家族であること。 (注1) 結婚予定の方は、入居手続きまでに証明書の提出が必要です。 (注2) 兄弟だけの申込み(両親死亡の場合を除きます。)や、両親のうち片方だけと同居するなど、家族を不自然に分割して申し込むことはできません。 (注3) 内縁関係の方も申し込みできます。内縁関係にあるものとは、戸籍上配偶者がなく、住民票の続柄に「未届の妻(夫)」とある方です。 (注4) 秦野市パートナーシップ宣誓制度に基づく入居希望の方は、入居手続きまでに、秦野市が交付した宣誓書受領証または受領証カードの提示が必要です。
(3)	申込者が基準日以前から 秦野市内に住民登録を継続して1年以上 していること。又は 市内に継続して1年以上勤務 していること。
(4)	現に次の①～⑧のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。 ① 部屋が狭い(居住部分が1人当たり4畳以下)。 ② 家賃が高い(共益費、駐車場代除く。目安：居住部分が1畳当たり3,000円以上又は収入に対して、家賃額が30%以上)。 ③ 結婚後の住居がない。 ④ 他の世帯(親族以外)と同居し、台所又はトイレを共同で使用している。 ⑤ 遠距離通勤である(片道2時間以上)。 ⑥ 住宅ではない建物に居住している(倉庫など)。 ⑦ 借地借家法に基づく正当な理由又はこれに準ずる理由により、家主から立ち退き要求を受けている。 ⑧ その他、特別な事情がある。
(5)	世帯の『月収額』が収入基準額以下であること。
(6)	市民税等、本市が賦課徴収する諸税等の滞納がないこと。 (注1) 市税等を滞納している、またはご自身が滞納しているか不明な方は、事前にご相談ください。
(7)	過去に市営住宅に入居していた方で、その家賃を滞納していないこと。
(8)	暴力団員でないこと。

●若者夫婦・子育て世帯用(期限付)住戸：上記(1)～(8)を満たし、さらに次の①か②のいずれかに該当することが必要です。

①ともに40歳以下の夫婦のみで構成された世帯であること。

②小学校卒業前までの子のみを扶養している親子で構成された世帯であること。

【入居収入基準（月収額）】

入居収入基準（月収額）は、世帯における１年間の総所得金額から該当する控除額を差し引き、１２で割った金額です。

下記の原則階層・裁量階層の入居収入基準を超えた方は申込みできません。

階層別	月収額
原則階層	０円～158,000円
裁量階層	158,001円～214,000円

《参考》年間収入基準額早見表：給与所得者１名の場合の目安です。

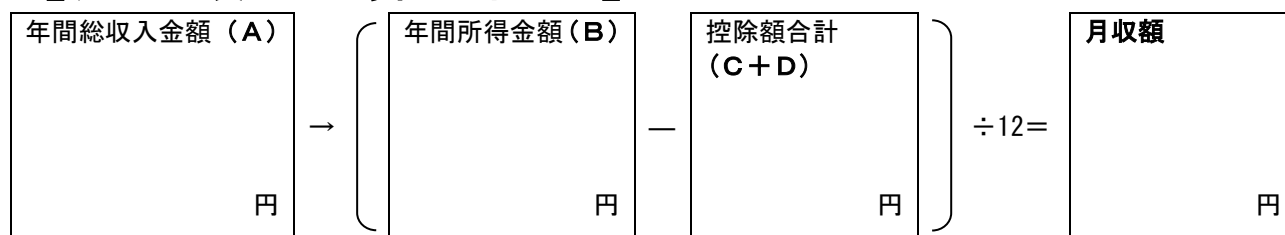
区分	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯
原則階層	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
裁量階層	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	6,263,999円以下

《裁量階層とは》

入居収入基準は、原則158,000円以下となりますが、次に掲げる裁量階層世帯の場合は、214,000円以下であれば申し込むことができます。

対 象 世 帯	
１ 子育て世帯	申込者に、現在同居し扶養している小学校就学前までの子がいる世帯
２ 高齢者世帯	申込者が６０歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「１８歳未満又は６０歳以上」である場合
３ 障害者世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが、障害者（以下に掲げる条件の方）である場合 (1) 身体障害者手帳１～４級の方 (2) 精神障害者保健福祉手帳１、２級の方 (3) (2)と同程度の障害と認められる知的障害者の方（療育手帳Ａ１、Ａ２、Ｂ１の方）
４ 戦傷病者世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが、戦傷病者である場合
５ 被爆者世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが、被爆者である場合
６ 海外引揚者世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが、海外からの引揚者で、引揚から５年以内の場合
７ ハンセン病療養所入所者世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが、ハンセン病療養所入所者等である場合

【月収額の計算の仕方】



年間総収入金額から年間所得金額を算出します。

入居しようとする世帯に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算します。

年間総収入金額 (A)

年間総収入金額 (A) は、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。(ただし非課税所得は含みません。)

源泉徴収票などでは、「給与収入」や「支払金額」などの欄に該当する金額です。

年金の場合は、「公的年金等の収入金額」として記載されている金額となります。

年間所得金額 (B)

年間所得金額 (B) は、給与所得や年金所得によって計算されます。15ページをご確認いただき、それぞれ該当する計算方法等にて算出する金額となります。

給与所得の方は、源泉徴収票に「給与所得控除後の金額」の欄に記載されている金額となります。

基礎控除振替分の控除額 (C)

基礎控除振替分の控除額 (C) は、Bで計算された年間所得金額に対して10万円を限度額として、控除額とします。Bの金額が10万円未満の場合はその額 (=B) になります。

控除の内容と金額 (D)

19ページをご確認いただき、該当する控除の合計額をBから差し引いてください。

【年間所得金額（B）の算出方法】

1 対象となる収入

申込者及びその家族が基準日に取得している収入が下記のどれにあてはまるか確認の上、年間所得額を算出してください。

1 給与所得の方	2 年金所得の方	3 その他の所得の方
俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。 たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。 給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。（ただし非課税所得は含みません。）	厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。 たとえば、老齢年金、退職年金をいいます。 その他、法律により非課税とされている各種年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）については、所得金額は0円としてください。	事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。 たとえば、自営業、サービス業、外交員等の所得をいいます。これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。
↓	↓	↓
16 ページの 《1 給与所得の場合》 を見て計算してください。	17 ページの 《2 年金所得の場合》 を見て計算してください。	18 ページの 《3 その他の所得・日雇の場合》 を見て計算してください。

（注1）生活保護の各種扶助料、失業給付金、法律により非課税とされている各種年金（遺族年金等）などの非課税所得については、所得金額0円で算出してください。

（注2）複数の所得がある場合には、それぞれの月収額の計算の仕方で年間所得金額までを算出した後に合計してください。

2 対象となる期間

令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の収入が対象となります。

基準日において、勤務していない方は無職として扱います。

3 注意事項

申込時における世帯全員の収入を記入してください。

（婚姻者等の収入も含みます。）

《 1 給与所得の場合》

仕事を始めた時期によって計算の仕方が異なります。

あなたが仕事を始めた時期	計 算 の 仕 方
① 現在の勤務先に令和6年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和6年中の年間所得金額 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」

② 現在の勤務先に令和6年1月2日以後に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月間の総収入金額
③ 現在の勤務先に就職してから、まだ1年にならない方	勤務した翌月から現在までの総収入金額をもとに 次により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から現在までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$ = 1 年間の推定総収入金額
④ 現在の勤務先に就職してから、まだ1か月分の給料を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1か月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

年間総収入金額 (A)

円

年間総収入金額 (A) から年間所得金額 (B) を計算する仕方

年間総収入金額(A)	年間所得金額	
550,999 円まで	年間所得金額	= 0 円
551,000 円から 1,618,999 円まで	年間総収入金額 (A) - 550,000 円	= 年間所得金額
1,619,000 円から 1,619,999 円まで	年間所得金額	= 1,069,000 円
1,620,000 円から 1,621,999 円まで	年間所得金額	= 1,070,000 円
1,622,000 円から 1,623,999 円まで	年間所得金額	= 1,072,000 円
1,624,000 円から 1,627,999 円まで	年間所得金額	= 1,074,000 円
1,628,000 円から 1,803,999 円まで	年間総収入金額を4で割り、千円未満を切捨て、出た額を右の(A)にあてはめて計算して下さい。	(A) × 2.4 + 100,000 円 = 年間所得金額
1,804,000 円から 3,603,999 円まで		(A) × 2.8 - 80,000 円 = 年間所得金額
3,604,000 円から 6,599,999 円まで		(A) × 3.2 - 440,000 円 = 年間所得金額
6,600,000 円から 8,499,999 円まで	年間総収入金額	(A) × 0.9 - 1,100,000 円 = 年間所得金額
8,500,000 円から	年間総収入金額	(A) - 1,950,000 円 = 年間所得金額

年間所得金額 (B)

円

≪ 2 年金所得の場合 ≫

年金を受給した時期や種類によって計算の仕方が異なります。

①引続き1年以上年金を支給されている方	前年中の年金支給額。なお、年金額の改定があったときは、改定通知書の年金支給額が年間総収入金額(2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支給額)となります。
②年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の年金支給額。なお、年金額の改定があったときは、改定通知書の年金支給額が年間総収入金額(2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計年金支給額)となります。
③障害年金、遺族年金などの非課税の方	年間所得金額 0 円

年間総収入金額 (A)

円



≪年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する方法≫

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額(A)	年間所得金額の計算
65歳以上	～ 1,100,000 円	年間所得金額 = 0 円
	1,100,001～ 3,299,999 円	年金の総収入金額(A) - 1,100,000 円 = 年間所得金額
	3,300,000～ 4,099,999 円	年金の総収入金額(A) × 0.75 - 275,000 円 = 年間所得金額
	4,100,000～ 7,699,999 円	年金の総収入金額(A) × 0.85 - 685,000 円 = 年間所得金額
65歳未満	～ 600,000 円	年間所得金額 = 0 円
	600,001～ 1,299,999 円	年金の総収入金額(A) - 600,000 円 = 年間所得金額
	1,300,000～ 4,099,999 円	年金の総収入金額(A) × 0.75 - 275,000 円 = 年間所得金額
	4,100,000～ 7,699,999 円	年金の総収入金額(A) × 0.85 - 685,000 円 = 年間所得金額



年間所得金額 (B)

円

《 3 その他の所得・日雇の場合》

時期や種類によって計算の仕方が異なります。

年間所得金額の計算	自営業、サービス業、 外交員などその他の所得	開業等の時期	計算の仕方
		① 令和6年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	令和6年中の年間所得金額 (令和7年度の市県民税課税証明書の所得金額)
		② 令和6年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過している方	事業を始めた翌月から1年分の所得金額をもって計算する。
		③ 令和6年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から現在までの $\frac{\text{総収入金額(総売上高)} - \text{必要経費}}{\text{事業を始めた翌月から現在までの月数}} \times 12 = \text{1年間の推定所得金額}$
	日雇	仕事を始めた時期	計算の仕方
		① 令和6年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	令和6年中の年間所得金額 (令和7年度の市県民税課税証明書の所得金額)
		② 令和6年1月2日以後に現在の日雇を始め、1年以上経過している方	日雇を始めた翌月から1年分の所得金額をもって計算する。 収入期間のとり方等については「給与所得者の場合」の例にならってください。

年間所得金額 (B)

円

【控除額（D）の算出方法】

世帯の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。1の親族控除は、全ての世帯に該当します。

2～6の控除については、それぞれの内容に該当していれば、1の親族控除とあわせて、さらに控除してください。

2～6の控除対象者は、所得税法上認定された方であることが必要です。

区 分			控 除 を 受 け ら れ る 方		控 除 額	計 算	
1 親 族	同 居 親 族		入居しようとする家族のうち、申込者本人以外の人数です。収入がある方も含みます。		1 人につき 年 38 万円	38 万円× 人＝ _____円	
	同居しない扶養親族		市営住宅へ入居しないが所得税法上の扶養親族である方（単に仕送りをしているだけでは扶養親族とはなりません。）				
特 別 控 除 対 象 額	2	老 人 扶 養 親 族 老人控除対象配偶者	70 歳以上の扶養親族又は控除対象配偶者		1 人につき 年 10 万円	10 万円× 人＝ _____円	
	3	特定扶養親族	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族（妻・婚約者は除く）		1 人につき 年 25 万円	25 万円× 人＝ _____円	
	4	障 害 者	(1) 障 害 者	ア 申込者が障害者である場合 イ 1 の親族の中に障害者がいる場合	障害者 （特別障害者以外）	1 人につき 年 27 万円	27 万円× 人＝ _____円
		(2) 特 別 障 害 者		特別障害者 〔 1 ～ 2 級の身体障害者 重度の精神障害者 〕	1 人につき 年 40 万円	40 万円× 人＝ _____円	
	5	ひ と り 親	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子（所得 4 8 万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得額が 5 0 0 万円以下である人		その人の所得から 35 万円 （その者の所得金額が 35 万円未満の場合はその額）	35 万円× 人＝ _____円	
	6	寡 婦	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得が 5 0 0 万円以下である人 ② 夫と死別等した人で、合計所得額が 5 0 0 万円以下である人		その人の所得から 27 万円 （その者の所得金額が 27 万円未満の場合はその額）	27 万円× 人＝ _____円	

控除額合計（D）

円

【申込書の記載例】

この住所に通知を送付しますので、
正確にご記入ください。

第1号様式（第16条関係）

市営住宅入居申込書

整理番号			募集年月	令和7年8月					
(宛先) 秦野市長 私は市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。 この申込書に偽りの記載があるとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、申込みを無効にされても異議を申立てません。また、入居資格の有無を判断するため、必要な世帯構成、収入状況及び滞納状況等について、公簿等により確認することを承諾します。 氏名 秦野 太郎									
(フリガナ) 申込者氏名	ハダノ タロウ			性別	① 男 2 女				
	秦野 太郎			生年月日	S27・1・2				
(フリガナ) 現住所	郵便番号	257-0000	連絡先	090-1234-1234					
	ハダノシ サクラチョウイッチョウメ 秦野市 桜町一丁目3番2号 ○○ハイツ 101号								
勤務先	名称 (株)○○○		所在地 秦野市平沢○○						
入居しようとする家族 家族全てを書き切れない場合はお問い合わせください。	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	職業	同意 印欄	年間総収入額	年間所得額
	① 秦野 太郎	男・女	本人	S27・1・2	71	パート販売員	秦野	3,840,000円	2,272,000円
	② 秦野 花子	男・女	妻	S27・1・11	71	無職	秦野	400,000円	0円
	③	男・女		・			印	円	円
	④	男・女		・			印	円	円
	⑤	男・女		・			印	円	円
	⑥	男・女		・			印	円	円
入居する締約者・別居者の現住所等		秦野市		電話	年間所得額合計		2,272,000円		
現在住んでいる住宅	県営住宅	UR、公社住宅	民間賃貸住宅	社宅	両親等と同居中	その他 ()			

必ず全員分の押印をお願いします。

入居しようとする全ての家族をご記入ください。
記載がない方は入居できません。

日中の連絡先をご記入ください。

①～⑥の合計をご記入ください。

※裏面に続く

住宅コードと住宅名が異なる場合は、住宅コードが優先されます。

7・8ページの表中にある住戸コードをご記入ください。

申込住宅	住宅コード 1 2 3 4				〇〇住宅	①市内居住 39年0か月 2市内勤務 年 月
------	------------------	--	--	--	------	---------------------------

※車いす専用住戸を希望される方は、次の欄にご記入ください。

車いす使用者名	障害者手帳 ※該当するものに○印をつけてください。		下肢1級・下肢2級・体幹1級・体幹2級 その他（ ）
車いすの使用状況	日常的に車いすを使用し、車いす対応の車を使用していますが、現在住んでいる部屋は車いすを使用するには狭く、一部通れないところがあり、手すりを設置し、生活している。 該当する方は、手帳の写しを添付してください。		

※裁量階層のうち、該当するものに○印をつけてください。

裁量階層	①子育て世帯 (小学校就学前)	②60歳以上 18歳未満のみ	③障害者 身・精・知 (1級) ※手帳の写しを添付してください	④戦傷病者	⑤原爆被爆者	⑥海外引揚者	⑦ハンセン病
------	--------------------	-------------------	--	-------	--------	--------	--------

※該当するもの全てに○をつけてください。

住宅困窮理由	①部屋が狭い。(1人あたり4畳以下) 居室計 8畳/ 2人=1人あたり 4畳	②家賃が高い。(共益費、駐車場代除く) ・1畳あたり3,000円以上 家賃72,000円/居室計8畳=9,000円 ・収入に対して家賃額が30%以上 家賃72,000円/月額収入149,000円=48%
	③結婚後の住居がない。 (婚姻届の予定: 年 月)	④他の世帯と同居している。 親族と同居している場合は、該当しません。
	⑥遠距離通勤である	一畳あたりの計算は、1か月の家賃を居住部分(4.5畳以下の台所、便所、浴室、洗面所などは除く。)の畳数で割り算してください。 なお、畳1枚あたりの面積は1.82×0.91=1.6562㎡です。
	⑦正当な立ち退き要求を受けている。 (理由:) ※1	⑧その他 ()

※1) 家主から正当な立ち退き要求を受けていることがわかる証明書を添付してください。
なお、次の欄に署名及び理由の記載があれば証明書を省略することができます。

年 月 日 氏に対し、立 立ち退き要求の理由: 家主 _____ (印)	具体的な内容を記入してください。 (例) 将来が不安なため。⇒×
---	-------------------------------------

※2) 入居の申込みは、1世帯1戸に限ります。2戸以上申し込んだ場合は、全ての入居申込が無効になります。

現住宅平面図
(現在の住宅の間取りを2マス1畳として記入してください。)

現住宅の月額家賃(A)
月額 **72,000** 円 A

※共益費、駐車場代除く
※「賃貸契約書」の写しを添付してください。

現在の居住人数(B)
2 人 B

現在の間取りと広さ
間取り (例 1LDK) **1K**

☒ **居室**
広さ 部屋数
8 畳 × **1** 室 = **8** 畳 ①
畳 × 室 = 畳 ②
畳 × 室 = 畳 ③

☐ **居間**
広さ 畳 = 畳 ④

☒ **食事室、台所**
流し台を入れた広さ
※ 畳 - 4.5畳 = 畳 ⑤
※4.5畳を超える場合のみ記入

合計の広さ(C)
①+②+③+④+⑤ = **8** 畳 C

1人あたりの広さ
C ÷ B = **4** 畳

1畳あたりの家賃
A ÷ C = **9,000** 円

必ず添付してください。
間取り図が手元にある場合、その写しも添付してください。

2マスを一畳として記入してください。

該当する項目にチェック☑をして、部屋の広さや部屋数を記入してください。

【点線から下については、記入しないでください。】

受付日 月 日	住宅番号 □ □ □ □	入居資格 □一般 □車いす □期限付き				在住期間 □1年以上	在勤期間 □1年以上
------------	-----------------	------------------------	--	--	--	---------------	---------------

控除額	親族	老扶老配	特定親族	障害	特障	ひとり親	寡婦
	人	人	人	人	人	人	人
	万	万	万	万	万	万	万

年間総所得額 円		総控除額 円	÷ 12 =	月収額 円
-------------	--	-----------	--------	----------

困窮理由 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	実態調査 □有 □無	滞納状況 □有 □無	暴力団調査 □有 □無
-------------------------	---------------	---------------	----------------

裁量階層 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦						
-----------------------	--	--	--	--	--	--

各申込資格を確認し、□欄にチェック☑を入れてください。

必ず全ての項目を確認してください。

申込資格	認
●申込者は成人であること。	☒
●申込者と入居する家族は、夫婦（婚約関係、内縁関係を含む）、又は親子を主体とした家族（3親等以内の親族）であること。	☒
●若者夫婦・子育て世帯用(期限付)住戸に申込みの方 40歳以下の夫婦（婚約関係、内縁関係を含む）のみの家族、又は世帯に属する全ての子が小学校卒業前の子のみの親子を主体とした家族であること。	☐
●本市に住民登録してから1年以上居住していること、又は市内に引き続き1年以上勤務していること。	☒
●月収額が158,000円（裁量階層に該当する場合214,000円）以下であること。	☒
●次の①～⑧のいずれかの「住宅に困っている理由」があること。	あてはまるもの 全てにチェック☑
①部屋が狭い。（居住部分が1人あたり4畳以下）	① ☒
②家賃が高い。（共益費、駐車場代除く） （目安：居住部分が1畳あたり3千円以上又は収入に対して家賃額が30%以上）	② ☒
③結婚後の住居がない。	③ ☐
④他の世帯（親族以外）と同居し、台所又はトイレを共有している。	④ ☐
⑤遠距離通勤である。（片道2時間以上）	⑤ ☐
⑥住宅でない建物に居住している。（倉庫など）	⑥ ☐
⑦借地借家法に基づく正当な理由又はこれに準ずる理由により、家主から立ち退き要求を受けている。	⑦ ☐
⑧その他（ ）	⑧ ☐
●申込者及び入居する家族に、基準日において、市税等に滞納がないこと。	☒
●過去に市営住宅に入居していたことがありますか。	ある ☐ ない ☒
●（前の質問で「ある」と回答した方） 過去に市営住宅に入居していた方にあつては、その家賃に滞納がないこと。	☐
●申込者及び入居する家族が暴力団員でないこと。	☒
●秦野市市営住宅条例を遵守し、市営住宅内で円満な共同生活ができること。 ※市営住宅は、犬・猫・鳥等の動物を飼うことはできません。	☒

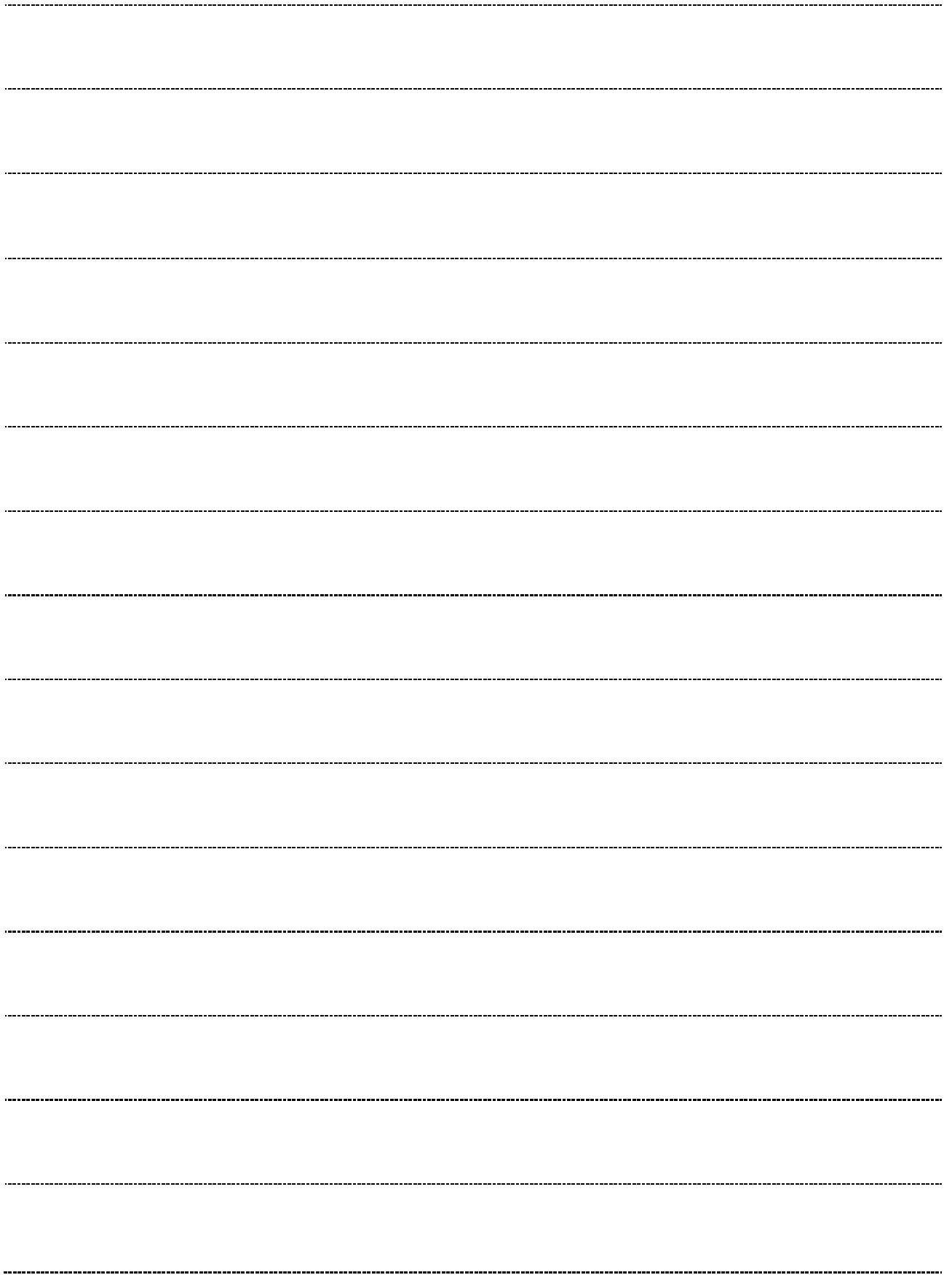
月収額、裁量階層は13ページを参照してください。

提出前に、もう一度、確認してください。

チェック事項	確認
●申込書に記入もれはありませんか？ 申込書に記入もれがある場合は、失格となります。また、受付後に申込みした住戸を変更することはできません。	☒
●添付書類を同封しましたか？ 貸家等の「賃貸契約書」の写し、さらに裁量階層(障害者)の方は障害者手帳の写しが必要です。	☒
●110円切手を1枚同封しましたか？ 結果通知の発送に必要です。	☒
●申込みは郵送のみの受付です。 封筒に140円切手(50gまで)を貼り、住所・氏名を記入しましたか？	☒
●申込みは、令和7年8月29日(金)消印まで有効です。 遅れないようにお申し込みください。なお、募集の継続期間に提出された方は、異なります。	☒



A series of horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are 15 lines in total, evenly spaced.





お問い合わせ・申込書郵送先

〒257-8501

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所 西庁舎2階

都市部交通住宅課住宅政策・移住相談担当

電話 0463(82)9642